

日本原子力研究開発機構 平成30年度第1回
 工事契約に関する入札監視委員会 議事概要

| | | |
|----------------------------|---|-------------------------------|
| 開催日及び場所 | 平成30年11月27日(火) 本部 会議室2 | |
| 委員 | 委員長 : 宮本 満 (社会福祉法人理事) 委員 : 金 利昭 (大学教授) 委員 : 武田 彩織 (弁護士) | |
| 審議対象期間 | 平成30年4月1日～平成30年9月30日 | |
| 抽出案件(合計) | 3件 | 備考) 抽出案件の個別審議については、別紙のとおり。 |
| 工事(小計) | 2件 | |
| 一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事) | 0件 | |
| 一般競争入札(上記工事を除く) | 1件 | |
| 指名競争入札 | 0件 | |
| 随意契約 | 1件 | |
| 設計・コンサルティング業務(小計) | 1件 | |
| 簡易公募型プロポーザル方式(拡大) | 0件 | |
| 一般競争入札 | 1件 | |
| 随意契約 | 0件 | |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 意見・質問 | 回 答 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし | |

建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件

| 番号 | 契約種別 | 契約方式 | 建設工事及び設計・コンサルティング業務 |
|-----|---------------|------|----------------------------|
| (1) | 建設工事 | 随意契約 | 30 原科研 第2 廃棄物処理棟耐震改修工事 |
| (2) | 設計・コンサルティング業務 | 一般競争 | 29 人形峠 原型プラント主棟他の耐震安全性評価業務 |
| (3) | 建設工事 | 一般競争 | A S 2 屋上改修他工事 |

| 意見・質問 | 回答 |
|--|---|
| <p>1. 日本原子力研究開発機構において発注した建設工事について。(事務局より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間中に随意契約（特命）で実施したものが3件あり、一般競争入札で何回か公告を実施したが契約に至らず、工期の関係もあり、新たに仕様を見直して、別契約で起案し、随意契約（特命）しているとのことだが、一般競争入札において、不調となった要因はどのように考えているか。 <p>2. 日本原子力研究開発機構において発注した設計・コンサルティング業務について。(事務局より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事契約の全体の平均落札率（契約率）と比較して、設計・コンサルティング業務の全体の平均落札率（契約率）が低いのはなぜか。 ・耐震性評価業務、設計業務等を落札し請負うことで、その後の工事契約の入札への参加はどうなるのか。 ・案件によっては、プロポーザル方式を採用しているが、プロポーザル方式と一般競争入札を採用する場合の基準はあるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約で実施した3件とも耐震改修工事で、放射線管理区域内作業があり、業者が安全に関し不安を抱き、参加を見合わせたためと考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・設計・コンサルティング業務は、役務を主とした業務であり、経験を活かして効率的に実施し、人件費の削減等を行うことが可能であるため、機構の想定している積算より低額になっていると考える。 ・業務を請負うことにより、工事の設計詳細、積算に関与することから、資本関係、人的関係のある業者は、工事契約の入札に参加することは出来ない。入札説明書類にも記載している。 ・1千万円以上の設計等の案件はプロポーザル方式を採用するのが原則であるが、対象物が技術的に難易度の低いものについては、一般競争入札で実施している。契約方式は契約審査委員会により審議し決定している。 |
| <p>3. 指名停止等の措置状況について。(事務局より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止等の措置に関して、主に文科省からの通知に基づき対応しているが、その中で、JAEA 発注契約案件が要因となっている指名停止措置が1件あったが、このようなケースはよくあるのか。 ・指名停止措置に関する機構内の基準はあるのか。 <p>4. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出条件の審議</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・機構発注案件が要因となり、指名停止措置を実施する事例は年1回程度で、実績は殆どない。 ・国の基準を準拠し、機構として要領を定め運用している。 |

**(1) 30 原科研 第2 廃棄物処理棟耐震改修
工事【随意契約】**

(契約担当者、請求箇所より説明)

・本件は競争入札で3回、公告を実施しているが、第3回公告までの予算額の変遷について確認したい。

・本件の契約先の入札参加状況はどうか。

・随意契約（特命）の前に行った第3回の入札公告で、予定価格と応札額の乖離が大きい、どう対応したか。

・随意契約（特命）にあたり、業者の選定、確認はどうしたのか。

**(2) 29 人形峠 原型プラント主棟他の耐震
安全性評価業務【低入札】**

(契約担当者、請求箇所より説明)

・本件は低入札案件となっているが、低入札になる要因はどのようなものがあるのか。

・競争参加資格はどのように決めているのか。

本件は、第1、第2回の公告では、第1、第2廃棄物処理棟を合わせて1件の契約として公告していたが、技術者の配置等に関し業者の負担を減少させ、契約成立が高くなるよう第3回の公告では第1棟、第2棟を分割して公告を実施。第1回の入札公告時からの予算額を説明。

・第3回の入札公告において技術審査まで参加したが、最終的に入札には参加しなかった。

・入札公告を行うごとに、予定価格と入札額の乖離の原因を確認した上で、積算金額の変更を重ね、積算金額が徐々に上がっている。

・技術的に本耐震改修工事に関し、対応可能と判断できる業者を選定し、段階的に絞っていき、最終的に県内大手業者8社に意向確認した上で、対応可能な業者を特定した。

・業者が機構との契約実績を作りたいため、管理費（利益）を削る等の企業努力をするケースが主である。本件では低入札調査において、機構における過去の業務経験を活かし効率的に対応可能であること、また、新年度の業務確保、技術水準維持のために積極的な応札を実施したことを確認した。

なお、工事契約の場合は管工事、電気工事等の設備工事では物品の割合が多く、物品の値引きで入札価格が変動するため、比較的 low bid となるケースが多い。

・競争参加資格のうち技術要件は、業務内容から請求担当課が判断して設定している。それ以外は定型的なもので、国に準拠した条件としている。

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・技術要件で企業及び技術者に求める実績、業務経験を平成14年度以降としているのはなぜか。 ・当該案件の技術要件の基準を満たす業者は全国でどれ位あるのか。 ・本件の積算はどのように行っているのか。 ・元請業者は下請の企業を使っているのか。 ・低入札価格調査のガイドラインはあるのか。 ・調査のポイントはありますか。 <p>(3) AS2屋上改修他工事【1者応札】 (契約担当者、請求箇所より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該案件を含め、本件の契約先が高落札率なのは偶然か。 ・技術審査まで合格した別の1社が辞退した理由は。 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術要件で過去の実績、経験を求める場合、国等では過去15年までの案件を対象としており、機構も準拠している。本件は平成29年度発注のため、平成14年度以降とした。 ・電力会社の協力会社の設計メーカーであれば技術要件を満たし、対応可能と考える。会社数はそれほど多くないが複数ある。 ・今回の評価内容に関する積算基準はなく、参考見積書を3社から徴取して査定し、積算価格とした。3社からの見積金額に大きな差はなく、ベースのところに大きな乖離がないことを確認し、単位面積当たりで見ると、積算価格は妥当なものとして判断し採用した。 ・構造計算のプログラム入力のみで、協力会社を入れている。それ以外はない。 ・機構として要領を制定している。要領の下にマニュアルが作成され調査項目が定められており、それに関し問題がないことを確認している。 ・履行の確保がされるかどうかを重視して確認し、次に業者泣かせがないかどうか。この2点が大きなところである。 <p>・本件の契約先は機構内の実績が多いので、単価合意書の作成時に、機構の積算傾向を把握する機会が多いため、経験から機構の考えに近い積算になっていると思料する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同時期に機構発注以外の契約を落札したためと聞いている。配置予定技術者の確保が出来なく、入札を辞退するケースは多い。 なお、本建家がある核サ研再処理センター関係の工事は、入構手続き、品質保証関係の提出書類など色々な面で厳しく、参加業者が嫌厭し、少ない背景もある。 |
|---|--|

・競争参加資格において、防水材の仕様まで記載しているが、内容としては技術条件であり、仕様書に書くべきでは。

5. その他

再苦情処理会議への申立状況等

(該当なし)

6. 講評

(審議講評要旨)

日本原子力研究開発機構が、平成30年4月1日から9月30日までに、発注契約した「建設工事」及び「設計・コンサルティング業務」に係る発注契約の手続きの適格性について、抽出案件の審議を通じて審査した結果、「公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律」の趣旨に沿って適切に行われていることを確認した。(宮本委員長)

・過去に防水工事で使用材料に関し、応札業者と問題になったことがあるため、資格要件に明記し、事前に確認をすることとしている。